

第5章 計画期間における重点的取組

- 1 重点的取組の考え方
- 2 3つの重点課題と推進項目
- 3 重点的な推進項目における取組内容

1 重点的取組の考え方

(1) これまでの経過

第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン(以下「前期計画」という。)では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、こどもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

前期計画策定後、国においては、「こども基本法」が令和5(2023)年4月に施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、国としてこども施策の基本方針や重要事項等が定められるとともに、従来の「少子化社会対策大綱」、「子ども・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策大綱」が「こども大綱」に統合されました。

「こども大綱」では、すべての子ども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしくすこやかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活をおくることができる社会「こどもまんなか社会」をめざすこととされ、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援することや、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにすること等が基本的な方針として示されました。

(2) 本計画における重点的取組の考え方

核家族化の増加や地域における人との関わりの希薄化など、社会・経済環境が大きく変化する中、こどもや若者、子育て家庭の生活状況はこれまで以上に厳しさを増している状況にあります。

本計画は「こども大綱」を踏まえた「市町村こども計画」として、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくため、第4章においては、基本理念をめざした施策体系を記載していますが、本章では、前期計画第5章の内容も継承しながら、本計画期間における重点的取組の内容を記載しています。

これらの取組を部局横断的に推進することで、すべてのこどもや若者がすこやかに成長し社会的に自立できるよう、家庭・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら、地域社会全体でこども・若者や子育て家庭を見守り・支える環境づくりを進めていきます。

2 3つの重点課題と推進項目

前期計画では、第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」において、こどもの貧困対策の推進、児童家庭支援・児童虐待対策の推進、困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進の3つの社会的課題を取組の柱として位置づけ、それぞれの角度から横断的に捉えつつ、庁内関係部署や地域の関係機関が連携しながら、課題解決に向け、幅広い分野にまたがる取組を推進してきました。

これらの内容を継承しつつ、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるよう、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくにあたり、次の3つを本計画期間における重点課題とし、部局横断的に取組を進めていきます。

3つの重点課題と推進項目

重点課題1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

重点課題2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

重点課題3 課題を抱える子ども・家庭への「切れ目のない支援」

推進項目1 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

推進項目2 課題を抱える子ども・家庭への支援策の充実

推進項目3 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

重点1

重点2

重点3

3 重点的な推進項目における取組内容

重点課題1 地域子育て支援の充実による「地域ので子育てが楽しいまちづくり」

(1) 背景と課題

本市は20代～30代といった年齢階級の転出入が多く、子育て世帯は核家族世帯が主となっていることから、子育てに関する不安や悩みを親族や友人等に相談しづらい状況があると考えられ、保護者はこどもの成長や発達、子育て環境などに不安感や負担感を抱えながら子育てをしている状況があります。

本市ではこれまで、平成27(2015)年に「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指してきました。このビジョンは、高齢者だけでなく、子どもや子育て世帯を含む全ての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を理念としており、医療・介護・福祉・住まい・生活支援などの分野が連携しながら、地域全体で支えるしくみづくりに取り組んでいます。

子育て支援についても、こうした地域包括ケアシステムの構築の方向性に沿って、行政だけでなく地域の関係機関・団体など多様な主体が連携しながら、地域での支え合いや予防的取組を進めていくことが重要であり、子育て世帯が不安感や負担感を家庭のみで抱え込むことなく、地域や相談機関等と繋がりを持ち、困ったときには気軽に相談できる体制づくりや、地域の中で“支えがある”、“応援してくれる”ことが実感でき、安心感を持って子育てができる環境づくりが求められています。

(2) 重点的取組の内容

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

子育てを楽しみと感じられるためには、保護者が不安や悩みを気軽に相談でき、必要な支援を受けられる環境整備が重要です。特に未就学児を育てる家庭では、情報不足や相談できる相手がないことなどが課題となり、孤立感や不安感を抱え込むことに繋がるおそれがあります。

本市では、こうした課題に対応するため、「保育・子育て総合支援センター」を地域の保育・子育て支援拠点として設置し、「公立保育所」、「地域子育て支援センター」と連携した相談支援体制の構築を進めています。

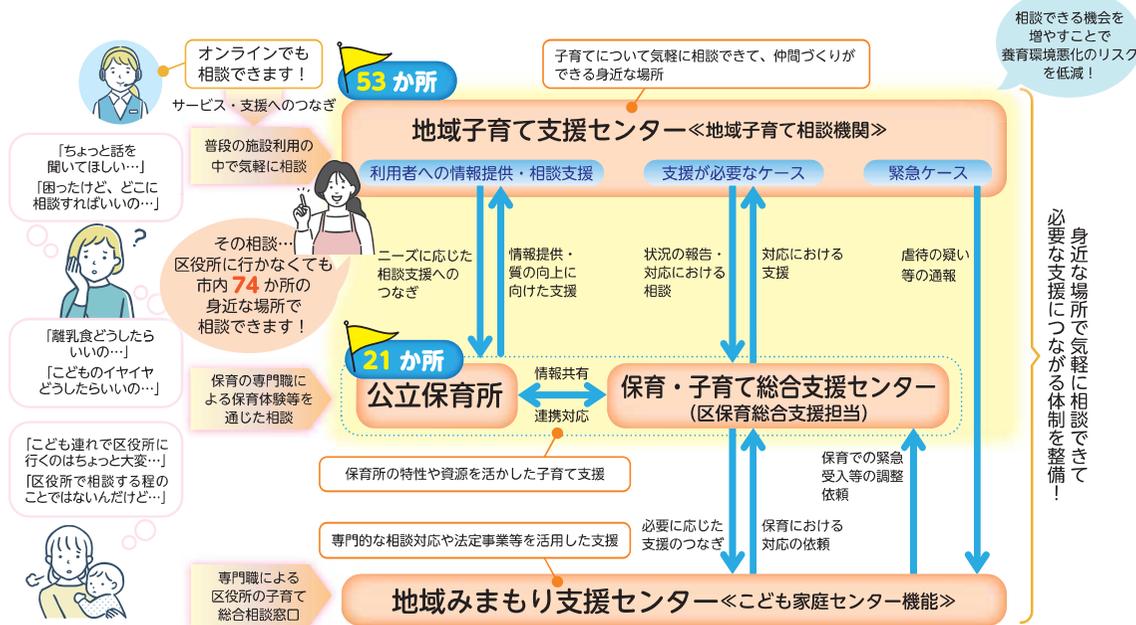
保育・子育て総合支援センターや公立保育所には保育士・看護師・栄養士が常駐し、情報提供や相談対応、親子の遊び場や保護者の交流の場を提供しています。保育・子育て総合支援センターは現在、川崎区・中原区・宮前区・多摩区に設置済みであり、令和9(2027)年度に高津区、令和12(2030)年度に幸区、令和13(2031)年度以降に麻生区へ設置予定であり、今後も保護者が抱える「誰に相談してよいか分からない」、「一時的に預かってほしい」など、様々な困りごとに対応できるよう、地域における公民の関係機関の連携を強化し、誰でも気軽に相談できサポートを受けられる子育て支援体制を構築していきます。

具体的には、オンライン相談や市内74カ所に設置された「地域子育て支援センター」、「公立保育所」において、相談事例の蓄積・共有や、地域の子育て支援を行う団体や各種活動との連携により、対応できる相談内容を充実するとともに、子育て支援や保育・幼児教育等により子どもと関わる中で、専門的な相談支援や法定事業等が必要な場合には、子ども家庭センター機能を担う地域みまもり支援センターや子ども発達・相談センター(きっずサポート)、地域療育センターなど関係機関に円滑につなげていきます。

このように、相談ニーズの内容に応じて支援を担う多職種が適切な役割分担のもと連携して切れ目なく対応できる支援体制を構築し、それぞれの専門職による高い専門性を発揮し、誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくりを進めます。

本市がめざす子育て支援体制

- 重点1
- 重点2
- 重点3



子育てを支える身近な相談機関

	地域子育て支援センター (民間)	保育・子育て総合支援センター等			地域みまもり支援センター
		地域子育て支援センター (公立)	区保育総合支援担当	公立保育所	
役割	・気軽にに行ける身近な相談機関	・気軽にに行ける身近な相談機関 ・民間地域子育て支援センターの支援	・地域の子育て支援全般の統括・関係機関との連携	・保育所機能を活用した地域子育て支援拠点	・母子保健・児童福祉の包括支援の拠点
職員	保育士又は子育て支援員	保育士	保育士・看護師・栄養士		保健師・助産師・栄養士・社会福祉職・心理職 など
相談対応	・子育てに関する相談対応 ・ニーズに応じた関係機関へのつなぎ ・支援の必要な親子の関係機関へのつなぎ・見守り	・子育てに関する相談対応 ・ニーズに応じた関係機関へのつなぎ ・支援の必要な親子の関係機関へのつなぎ・見守り	・より保育の専門性を活かした相談対応 ・支援の必要性に応じた地域みまもり支援センターとの連携対応	・保育の専門性と保育所機能を活かした子育てに関する相談対応 ・預かりや体験保育等の保育のリソースを活用した支援	・乳幼児健診や家庭訪問等母子保健面からの支援 ・要保護児童対策地域協議会や制度サービス(ひとり親家庭支援等)の活用によるこども家庭相談支援 ・関係機関と連携した見守り等の体制づくり
その他機能		・乳児等通園支援事業		・一時保育事業 ・乳児等通園支援事業 ・保育所機能を活用した支援事業	

重点1

重点2

重点3

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり(1/2)

取組	取組内容
身近なエリアで遊べる・相談できる環境づくり	53か所(令和8(2026)年4月時点)の地域子育て支援センターで身近な遊びの場を提供するとともに、子育ての不安や悩みを常駐するスタッフに気軽に相談でき、必要な場合には最適な関係機関へ円滑に繋げるしくみづくりを進めます。また、地域子育て支援センター機能を持つ保育・子育て総合支援センターを令和9(2027)年度に高津区、令和12(2030)年度に幸区、令和13(2031)年度以降に麻生区へ設置し、各エリアの子育て支援機能の充実を図ります。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
専門職に気軽に相談できるしくみづくり	オンライン等で相談できる「子育てなんでも聞いてみよう!」の相談方法の拡大や、公立保育所及び保育・子育て総合支援センターでの相談支援など、誰もが気軽に専門職(保育士・看護師・栄養士)に相談できる環境づくりを進めます。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
保育・子育て総合支援センターにおける子育て支援の推進	保育士・看護師・栄養士の専門性を活かした子育てに関する専門的相談に対応するとともに、一時預かりや体験保育等の機会を通じて親子を見守り、支援が必要な場合には地域みまもり支援センターと連携した子育て支援を行います。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
公立保育所における子育て支援の推進	保育士・看護師・栄養士の専門性と保育所機能を活かした子育てに関する専門的相談に対応するとともに、地域交流スペースを活用した交流や園庭開放、親子でランチ、体験保育等の機会を通じて親子を見守り、支援が必要な場合には保育・子育て総合支援センターと連携した子育て支援を行います。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
相談内容の見える化と関係機関が連携した支援体制づくり	子育て支援に関する各窓口で対応できる相談内容や機能等を分かりやすく整理し「かわさき子育てアプリ」等で適切に情報発信するとともに、相談先が分からない場合には地域子育て支援センターで受け止め、必要に応じて関係機関に繋ぎ適切に支援を行うなど、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業

重点1

重点2

重点3

推進項目1 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり(2/2)

取組	取組内容
子育て支援を支える人材の育成	<p>公開保育や職員交流、実技研修等を通じ、子育て相談を行う保育士等のスキルアップを図るとともに、子育て支援に係る事例検討や支援事例の共有など、保護者のニーズに対応した支援ができるよう人材育成を進めます。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P71 地域子育て支援事業</p>
オンライン化の推進により簡単・便利にサポートを受けられる環境づくり	<p>子育てに関する制度や手続きに関する情報を「かわさき子育てアプリ」を入りに簡単に確認でき、オンラインから手続や相談に繋がれるよう妊婦・子育て世帯の利便性向上を推進します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P72 子ども・子育てDX推進事業</p>
保育所等における相談支援の推進	<p>発達や障害など、特別な支援を必要とする児童への保育を担う保育所等を支援するため、小児の臨床心理に関する専門的な知識と経験を有する相談員が施設を訪問し、保育場面や個別場面の観察を通じて、児童の特性や支援の必要性を把握し、職員への具体的な助言や支援を行うとともに、こどもの発達の状況等に応じて、子ども発達・相談センター(きっずサポート)や地域療育センターと連携しながら、保護者やこどもに寄り添った相談支援を行います。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業</p>
幼稚園における相談支援の推進	<p>発達や障害など、特別な支援を必要とするこどもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。</p> <p style="text-align: right;">〔事務事業〕 P80 保育・幼児教育の質の維持・向上事業</p>

重点1

重点2

重点3

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり

子どもが成長する過程では、年齢に応じて人への愛着や信頼感、生活習慣を身につけ、人格の基礎を形成しながら、自己肯定感や他者尊重の精神を育むことが重要であり、こうした育ちを支えるためには、家庭だけでなく、地域全体で子どもを見守り、支える環境が必要です。地域で世代を超えてつながり合うことは、子どもにとって多様な価値観やロールモデルに触れる機会となり、地域における多様性への理解の促進や自己肯定感・共生意識の醸成といった、将来社会的自立に必要な力を育むこととなります。

また、保護者にとっても、地域の中で安心して子育てができることは、近隣住民との交流等による共生意識の醸成や地域活動への参加等を通じて、その地域に愛着や安心感を持つことにつながり、また、子どもや保護者が困難な状況に陥った際にも、地域の見守りによって早期に気づき、深刻化を防ぐことが可能になります。

こうしたことから、保育・子育て総合支援センターと地域みまもり支援センターなど地域の関係機関・団体が連携し、地域の子育て支援団体の活動情報の集約・発信や、親子が安心して過ごせる交流の場や機会の提供、子育て支援活動の実施など、地域のさまざまな人や活動をつなぎ、子育てを地域で支えるコミュニティ形成を進めるとともに、地域住民による育児の相互援助活動を支える「ふれあい子育てサポート事業」について、オンライン化など使いやすいしくみにリニューアルし、子育て家庭と支援者をつなぐしくみを通じて、地域の助け合いを一層促進します。

また、子育て支援の推進にあたっては、地域の実情に応じた柔軟できめ細かな対応が求められており、地域ごとに異なる課題に対して、地域の力を活かした対応が必要です。各区では、地域みまもり支援センターにおいて、関係機関と連携しながら、保健・医療・福祉分野における個別的なニーズに的確に対応するとともに、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員など関係団体との顔の見える関係づくり・情報共有や、地域人材への支援と多様な主体間のネットワーク化の推進など、共に支え合う地域づくりを推進してきました。さらに、各区地域課題対応事業の中では、区民の参加と協働により、多様な主体が関わるイベントや交流の場の提供、外国につながる家庭への支援など、子育て支援も含め、地域の課題の解決に向け、地域の特性を生かした取組を進めてきました。今後も、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、支える取組を進めていきます。

これらの取組を通じ、子育て経験者やさまざまな世代が子育て家庭を温かく見守り支えることを契機に地域でのつながりの輪を広げ、地域全体で子育てを応援する環境づくりを進めます。

重点1

重点2

重点3

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり(1/2)

取組	取組内容
保育・子育て総合支援センターによる地域子育て資源のネットワーク化の促進	地域における保育・子育て支援の拠点として各区に「保育・子育て総合支援センター」を順次設置し、地域の社会資源を活用しながら、親子が安心して過ごせる交流の場の提供や保護者同士のつながり促進、地域団体による支援活動の場の提供、情報の集約・発信、ボランティア養成講座の実施や地域での活動の場の提供など、子育てを地域で支えるコミュニティ形成を進めます。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
身近なエリアにおける地域活動の場所・機会の提供	地域子育て支援センターにおいて、ボランティア養成講座の実施や地域で子育て支援活動を行う団体等へ活動の場や機会の提供や、活動の広報や利用案内を行うなど、身近なエリアで子育て支援に関する活動が促進され利用につながる環境づくりを進めます。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
地域で子育てを支え合う取組の推進	地域住民が子育て世帯を見守り、育児に関する相互援助活動を促進する「ふれあい子育てサポート事業」がより積極的に活用されるよう、事業趣旨や活用事例紹介など広報の強化、利用予約や実績報告のオンライン化による利便性の向上等、より利用しやすい制度にリニューアルし、地域住民が子育て世帯を見守り支え合う地域づくりに向けた取組を進めます。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
子育て自主グループへの活動支援	地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 〔事務事業〕P71 地域子育て支援事業
各区地域課題対応事業における取組の推進	地域の多様な主体が関わるイベントや交流の場の提供や外国につながる家庭への支援など、区民や地域の関係団体等と連携しながら、地域の実情や課題に対応した取組を推進することを通じて、多世代のつながりを育み、地域全体で子育てを支える子育てしやすい地域づくりを進めます。 〔事務事業〕P74 地域課題対応事業(こども・子育て分野)
民生委員児童委員による取組の推進	地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある民生委員児童委員を育成・支援するとともに、活動しやすい環境づくりを進めることにより、地域福祉の推進を図ります。 〔事務事業〕P75 民生委員児童委員活動育成等事業

重点1

重点2

重点3

推進項目2 地域の力で子育てを応援する環境づくり(2/2)

取組	取組内容
多様な主体と連携した地域防犯活動の推進	市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。 〔事務事業〕 P87 防犯対策事業
学校等におけるこどもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進	学校を巡回し、通学路の危険個所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、こどもの登下校時等の安全確保を図ります。 〔事務事業〕 P105 学校安全推進事業
地域の教育力の向上	地域教育会議をはじめ、地域社会で生き生きと活動する市民や、こどもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。 〔事務事業〕 P111 地域教育活動等の推進事業
子育てボランティアの活動支援	各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動の支援を進めます。 〔事務事業〕 P117 母子保健指導・相談事業
民間協力者の活動支援	保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等の更生保護関係団体への支援を行うとともに、関係機関等との支援ネットワークづくりに取組むことにより、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。 〔事務事業〕 P134 再犯防止事業

重点1

重点2

重点3

3 重点的な推進項目における取組内容

重点課題2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

(1) 背景と課題

こどもは成長の過程において、人への愛着心や信頼感、基本的な生活習慣を身につけるとともに、自尊感情や自己肯定感を大切にすることで豊かな心を育み、積極的に社会と関わる中で成長を続け、やがては社会の中で自立した大人へと成長していきます。これまで、こどもは家庭を基盤とし、地域や学校などの暮らしの場において、安全・安心な環境の下、保護者や地域の大人、同年齢・異年齢のこどもとの関わりを通じて、心身ともにすこやかに育まれてきました。しかし近年、本市における社会状況やこどもを取り巻く家庭・地域の環境が大きく変化する中で、こどもが多世代との交流を通じて多様な価値観に触れる機会が減少しており、こどもが安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなっている状況にあります。

国においては、令和3(2021)年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を策定し、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、さまざまな学びや体験を通じてWell-beingな状態で成長できるよう、家庭・学校・地域等が一体的に取り組むことを基本理念として示しています。さらに、令和5(2023)年12月には「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定され、市町村に対しては地域の状況把握を行いつつ、関係機関と連携しながら、居場所の質と量の両面から計画的に推進することが求められています。

こうした中、本市の令和5(2023)年度「川崎市学習状況調査」によると、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の自己有用感は90%以上と比較的高い水準にあるものの、学年が上がるにつれて低下する傾向が見られます。また、自己肯定感や将来への希望感、自己有用感と比べて各学年とも低い水準にあり、特に高学年になるほど低下傾向が顕著です。社会参加に関する数値も同様に学年が上がるにつれて低下しており、「人の役に立ちたい」と思っているにもかかわらず、実際に参加する機会が得られていないこどもが多い状況にあります。

さらに、市立小・中学校における不登校児童・生徒数は、平成28(2016)年度から令和6(2024)年度にかけて、小学生では378人から1,579人に、中学生では1,116人から1,872人に増加しており、要保護児童対策地域協議会における取扱件数も令和3(2021)年の582件から令和5(2023)年には627件に増加しています。これらの状況から、課題を抱えるこどもの数は増加傾向にあり、その背景には孤立・孤独状態にあるこどもの増加があると考えられます。

一方で、本市の人口は令和6(2024)年10月1日現在で約155.2万人と増加を続けていますが、令和12(2030)年頃をピークに減少過程に移行することが想定されています。特に年少人口(15歳未満)については、令和2(2020)年頃を境にすでに減少過程に入っていると推計されており、こどもの数が減少する一方で、支援を必要とするこどもの割合は増加している状況です。

このような社会状況の中で、こどもが孤立・孤独から守られ、すこやかに育つためには、家庭・学校・地域・行政が連携・協力し、地域社会全体で「Well-beingで成長するための居場所」を整備・充実させていくことが必要です。こどもが安心して過ごせる居場所を持ち、さまざまな人との関わりや体験を通じて、自分らしく成長できる環境づくりを、今後一層推進していくことが求められています。

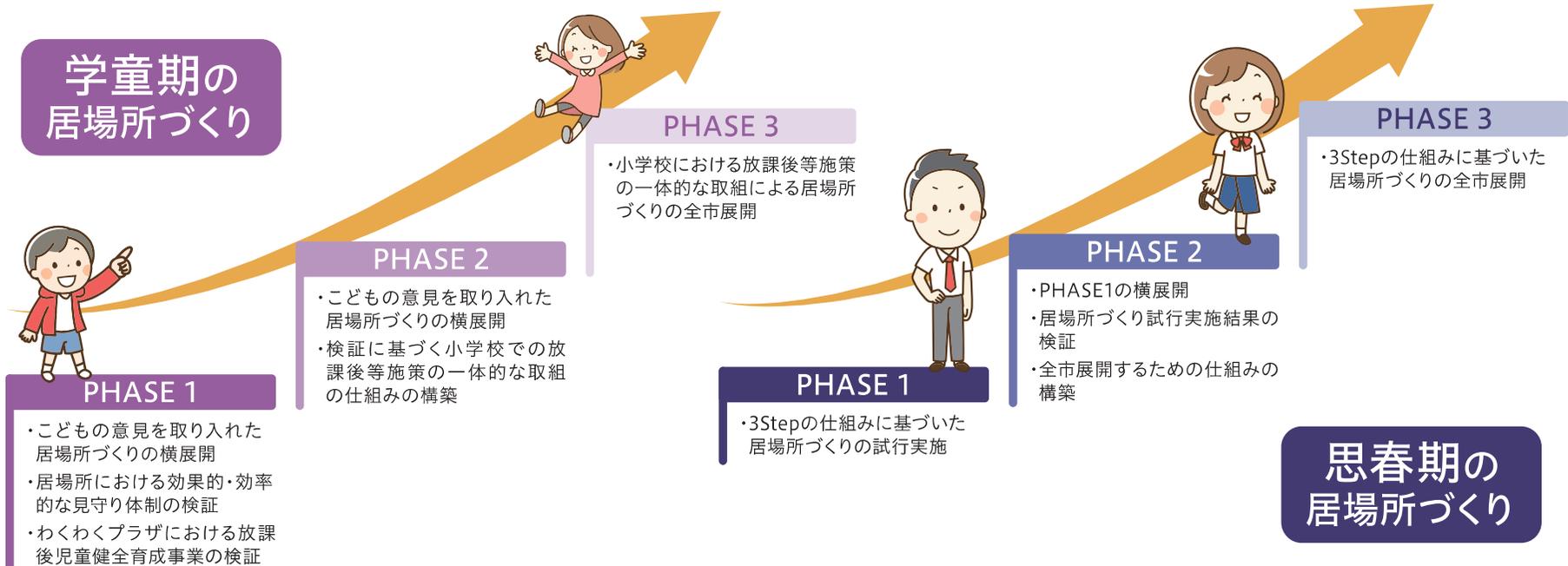
(2) 重点的取組の内容

子どもを取り巻くさまざまな状況がある中でも、子どもが幸せな状態(Well-being)で、積極的に社会と関わりながら、やがては社会の中で自立した大人へと成長していけるよう支援していくことが重要です。こうした子どもにとって望ましい姿を実現するためには、子どもの意見を丁寧に聴き取り、子どもが「行ってみたい」、「やりたいことができる」、「居心地が良い」と感じられるような居場所づくりを進める必要があります。また、その居場所が子どもにとって安心できる空間となるよう、地域の大人が理解し、見守り、支える姿勢を持つことが求められます。

このような考え方にに基づき、本市では「こどもの声・主体性・価値観を大切に作る居場所づくり」を念頭に、子どもを孤独から守り、すこやかに育てるための居場所づくりを推進します。庁内の関係部署をはじめ、家庭・学校・地域などと連携・協力し、地域社会全体で取り組みを進めていきます。

学童期の子どもについては、子ども自身の自由な遊びや活動へのニーズと、保護者にとっての安全・安心な居場所としてのニーズの両方をバランスよく配慮した居場所づくりを進める必要があります。一方、思春期の子どもについては、誰もが自由に気兼ねなく立ち寄ることができ、特定の目的に縛られず、自分のやりたいことができる、居心地の良い空間が求められます。そうした居場所において、地域の大人が温かく見守り、時には支えることで、子どもが孤独な状態に陥ることを防ぎ、深刻な状況に至る前に健全な成長を促すことが可能となります。

このように、こどもの発達段階に応じて、必要とされる居場所の目的や空間のあり方は異なることから、「こどもの発達段階に応じた目的・空間を有する居場所づくり」を基本的な視点として、今後も地域全体で取り組みを推進していきます。



重点1

重点2

重点3

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

学童期のこどもは、仲間づくりや集団的活動を通じて、他者との関わりの中で自律性や社会性を育み、主体的にさまざまなことを学んでいく時期です。こうした成長を支えるためには、こどもが安心して自由に遊び、活動できる環境を整えるとともに、大人による一定の関わりや見守りの中で、体験的な学びを得られるような居場所づくりが重要です。

これまで、こどもへのアンケート・ワークショップや、「子ども・若者の“声”募集箱」では、「一人で静かに、またはみんなとのんびり過ごしたい」「室内で、『ドッジボール』『バスケットボール』『バドミントン』等で体を動かしたり、ゲーム・SNS、おしゃべり、友達と一緒に勉強をしたい。」など、さまざまな声が寄せられており、こうしたこどもの声を聴きながら居場所づくりを進める必要があります。

一方で、こうした居場所は保護者にとっても、こどもがケガやトラブルなどから守られ、安全・安心に過ごせる場所となる必要があります。

こどもが一日の多くの時間を過ごす小学校内では、「わくわくプラザ」「みんなの校庭プロジェクト」「地域の寺子屋」などの放課後等施策が実施されていますが、「わくわくプラザ」については、市の独自基準により、全てのこどもに同基準での職員配置・面積確保による活動を提供しており、ニーズの異なるこどもに対し、同一基準で対応しているという現状があります。

こうしたことから、こども・保護者の利用ニーズに応じた居場所づくりを行うため、わくわくプラザ事業の再構築を進めます。併せて、わくわくプラザ事業はこども文化センターの事業の一つとして一体的に実施されていることから、その再構築の内容を踏まえ、こども文化センターについて、取組を評価・検証した上で、今後のあり方についても検討を進めていきます。

推進項目1 学童期のこどもの居場所づくりの推進

取組	取組内容
朝の居場所づくり	保護者の安心とこどもの安全を守るため、全小学校を対象に、小学校始業前にこどもが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所づくりを進めます。 (事務事業) P112 朝の居場所づくり推進事業
わくわくプラザ事業の再構築	現在一体となっている「放課後児童健全育成事業」(生活の場)と、「全児童対策」(自由な遊び・体験活動の場)を区分する「区分制」を段階的に実施しながら、こども・保護者の利用ニーズに合ったわくわくプラザ事業の再構築を全てのわくわくプラザで進めます。 (事務事業) P93 子どもの居場所づくり推進事業

重点1

重点2

重点3

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

思春期のこどもは、自立に向けて自己を模索し、他者との関係性の中で価値観や主体性を形成していく時期です。この時期のこどもは、家庭や学校だけでは十分に支えきれない悩みや不安を抱えることもあり、孤独感や社会的な孤立に陥るリスクが高まる傾向があります。こうした成長過程にあるこどもたちが、安心して過ごせる居場所を地域の中に確保することは、すこやかな成長を支えるうえで極めて重要です。

思春期の居場所は、こどもが自由に訪れ、決まった目的がなくても過ごすことができる、誰もが利用できる空間であることが求められます。自分のやりたいことができる、居心地の良い空間であることに加え、地域の大人が適度な距離感で関わり、時には悩みに寄り添い、必要に応じて関係機関につなげるような支援のしくみも必要です。こうした居場所は、こどもの孤独化や状況の深刻化を未然に防ぐ予防的な役割も果たします。

推進項目2 思春期のこどもの居場所づくりの推進

取組	取組内容
思春期のこどもの居場所づくり	地域によってこどもの状況や既存の資源のあり方が異なることから、思春期の居場所づくりは中学校区程度の小地域単位で進めていく必要があります。地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とするため、「Step1：居場所の可視化」、「Step2：課題・対策の確認」、「Step3：居場所づくりの実施」の3つのステップに基づき、地域と連携した居場所づくりを段階的に推進します。 (事務事業) P93 子どもの居場所づくり推進事業